

静岡県



県制度融資について

令和7年3月18日(火)
静岡県 経済産業部 商工金融課

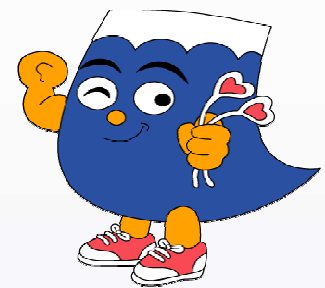




目次

- 1 県制度融資の概要
- 2 令和7年度の制度融資（融資枠、制度の改正点等）
- 3 商工金融課からのお知らせ

1 県制度融資の概要



1-① 中小企業向け制度融資とは

○中小企業や小規模企業にとって、民間金融機関からの資金調達環境は厳しい(要因:信用力が弱い、融資規模が小さい(=金融機関側の採算性が低い、収益性や安全性の指標が低い など)

○中小企業は県内事業者の大半を占め、県内経済の発展に寄与するとともに雇用の維持・拡大に貢献



県による公的支援

<県制度融資とは>

中小企業や小規模企業が民間金融機関から融資を受けやすいように、県が定めた条件のもと、県、金融機関及び信用保証協会が協力して貸付を行うもの(貸付主体は金融機関)

1-② 県制度融資とは

県が金融機関に利子補給を行い、中小企業者の利子負担を軽減する制度

■ 利率2.07%で融資する場合

【通常】



①融資申込

②融資
(利率2.07%)



金融機関

県制度融資を利用すると月々の利息負担が楽になります！



中小企業者(法人・個人事業主)

【県制度融資を利用すると…】



①融資申込

④融資
(利率1.60%)



金融機関

②融資申込

③融資承認
(利子補給率0.47%)



県庁

中小企業者(法人・個人事業主)

資金メニューによって融資利率や利子補給率が異なります。

1-③ 利子負担の軽減額

経済変動対策貸付 5,000万円を借入れ、10年で返済する場合
(S N 5号利用、月々返済額：42万1千円の例)

■ 県の利子補給がない場合(年利2.07%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 987千円	—
支払利息(10年)	約5,165千円	—

■ 県の利子補給がある場合(年利1.60%、県利子補給率0.47%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 763千円	約 224千円
支払利息(10年)	約3,992千円	約1,173千円

1年で22万円、10年間で117万3千円の負担軽減

1-④ 融資対象者

融資対象者

根拠：中小企業信用保険法第2条

県内に事業所を有する中小企業者（個人・会社）、組合等で以下の要件を備えている方

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・ 資本金と従業員数のどちらかが該当すれば対象となります
- ・ 対象外：農林漁業・遊興性の高い業種（信用保証の対象業種を除く）・宗教法人 等

1-⑤ 資金使途

資金使途

各資金の趣旨に沿った事業資金（設備資金、運転資金）

資金の対象外

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得（一部資金除く）
- ② 「3」「5」「7」ナバーの自動車取得資金（一部資金を除く）
- ③ 既借入金返済資金（一部資金除く）
- ④ 申込以前に契約又は設置されている設備（一部設備を除く）
- ⑤ 県外の工場店舗等に要する費用

1-⑥ 県制度融資一覧(R6年度)

(1) 事業資金

原則保証必須

◎一般的な事業資金が必要な方

- ①経営改善資金
- ②小口零細企業貸付
- ③経営改善資金借換枠
- ④短期経営改善資金

(2) 経営安定資金

保証必須

◎売上が減少、経営改善したい

- ①経済変動対策貸付
- ②再生企業支援貸付（通常枠/コロナ枠）
- ③連鎖倒産防止貸付
- ④中小企業災害対策資金

(3) 特別政策資金

①のみ保証必須

所定金利方式

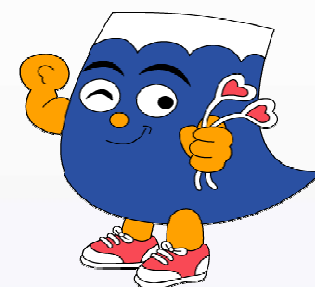
◎創業や経営革新等、特定の施策に沿った事業を支援するための資金

- ①開業パワーアップ支援資金
- ②新事業展開支援資金（経営革新等貸付、少子化対策障害者雇用支援貸付）
- ③防災・減災強化資金
- ④地震リスク分散資金
- ⑤脱炭素支援資金
- ⑥成長産業分野支援資金（成長産業分野/プロジェクト分野）
- ⑦ふじのくにフロンティア推進資金
- ⑧事業承継資金

※下線を引いている資金は、変更点があります(詳しくは15ページ以降参照)

2 令和7年度の制度融資

- ① 融資枠の概要
- ② R7年度の制度改正
- ③ 様式の改正について



2-① 融資枠の概要

R7融資枠

- コロナ禍からの回復や中小企業への物価高等の影響を踏まえて、全体の融資枠は1,000億円で設定

(R6：新型コロナ関連資金を含めて1,200億円)

※単位：億円

	R6融資枠	R7融資枠
事業資金	200	150
経営安定資金	475 (うちコロナ分350)	145
特別政策資金	525	705
合計	1,200	1,000

2-②-1 R7年度制度改正一覧

R6で受付を終了する資金

資金名	理由	期限
再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	経営改善サポート保証(感染症対応型)が R7.3.31で終了することに伴い終了	令和7年3月31日 協会受付分まで
経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠	R7.3.31までの時限資金のため終了	

R7に新しく創設する資金

資金名	期限
経営力強化資金(⇒詳しくは16ページへ)	令和7年4月1日から 協会受付開始
再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠) (⇒詳しくは17ページへ)	

R7から変更がある資金

資金名	内容
経済変動対策貸付(⇒詳しくは18ページへ)	利益率による要件を追加
成長産業分野支援資金(プロジェクト分野(フーズ))	「フーズヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」が「静岡ウェルネスプロジェクト」に変更

2-②-2 経営力強化資金の創設について

○経営改善・再生支援のため、「経営力強化資金」を再創設

資金名	【～R5.3.31】経営力強化資金				【R7.4.1～】経営力強化資金	
対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告をする中小企業者				金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告をする中小企業者	
資金使途	事業計画の実施に必要な資金(設備・運転・借換)				事業計画の実施に必要な資金(設備・運転・借換)	
融資限度額	8,000万円				8,000万円	
融資期間	設備:7年、運転:5年、借換:10年 (据置1年以内)				設備:7年、運転:5年、借換:10年 (据置は1年以内)	
融資利率	経営力強化保証	責任共有対象	1.60%		経営力強化保証 SN5号保証	1.60%
		責任共有対象外	1.50%			
利子補給率	0.47%				0.47%	
保証料	経営力強化保証	責任共有対象	0.30%～1.15%		経営力強化保証 SN5号保証	0.45%～1.75%
		責任共有対象外	0.40%～1.35%			0.68%
注意事項					SN5号保証を付す場合は、新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる借入金の借換に限る (真水を加えることは可)	

2 - ② - 3 再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)について

○早期の事業再生への取組を促すため、「再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)」を創設

資金名	【～R7.3.31】再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	【R7.4.1～R8.3.31】再生企業支援貸付 (経営改善・再生支援強化枠)
対象者	認定支援機関の指導又は助言を受けて 作成した事業再生計画に従い事業再生を 行う中小企業者	認定支援機関の指導又は助言を受けて 作成した事業再生計画に従い事業再生を 行う中小企業者
資金使途	事業再生の計画等の実施に必要な資金 (設備・運転・借換)	事業再生の計画等の実施に必要な資金 (設備・運転・借換)
融資限度額	8,000万円	8,000万円
融資期間	15年以内(据置は5年以内)	15年以内(据置は3年以内)
融資利率	1.50%または1.60%	1.50%または1.60%
利子補給率	0.47%	0.47%
保証料	0.20%(国の補助後)	0.30%(国の補助後)

2 - ② - 4 経済変動対策貸付の要件追加について①

○為替相場の変動や原材料高騰等による増収減益の企業への支援のため、経済変動対策貸付に売上高営業利益率による要件を追加

資金名	経済変動対策貸付			
対象者	・最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少 ・最近6か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 ・最近3か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で15%以上減少 ・最近6か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で10%以上減少 ・信用保険法第2条第5項第7号の認定を受けたもの(SN7号) ・最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少 ・信用保険法第2条第6項の認定を受けたもの(危機関連保証) ・最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少			
資金	資金使途	設備・運転・借換	融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内(据置期間:設備3年以内、運転2年以内)			
利率	融資利率	SN2号、4号、 危機関連保証 SN5号、7号、 普通保証	1.50% ----- 1.60%	利子補給率 0.47%

R7.4.1から追加

2 - ② - 5 経済変動対策貸付の要件追加について②

○注意事項

- ・単純な役員報酬の増加などの、**外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外**です。
- ・「売上高営業利益率」以外の数値（売上高総利益率等）を用いることはできません。

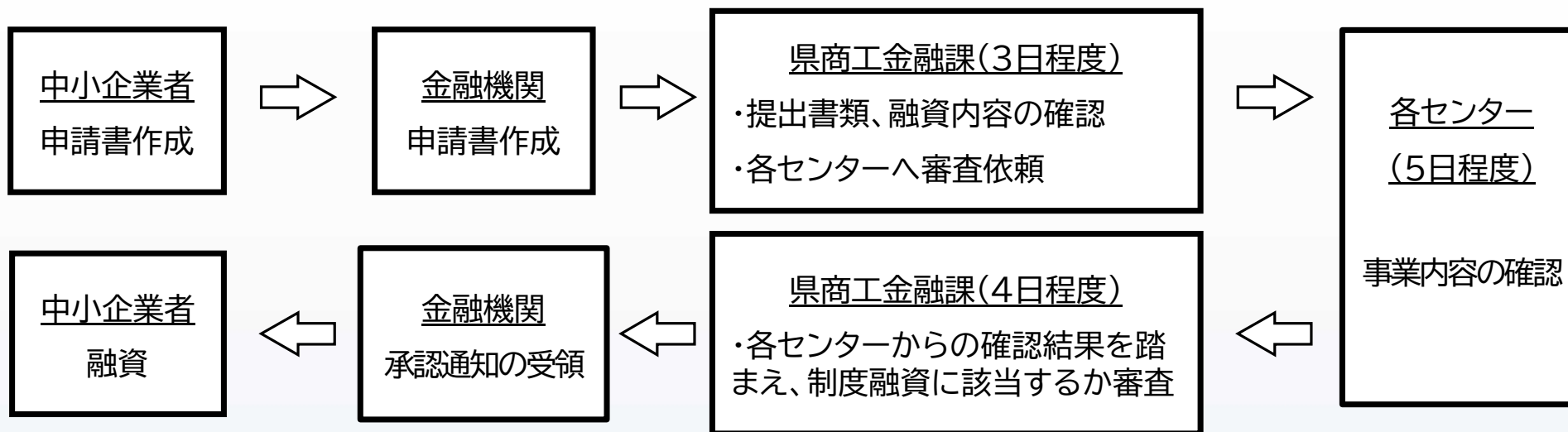
2-②-6 プロジェクト分野の内容変更について

○対象プロジェクトの内容変更

- 令和7年度から「フーズヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」が「静岡ウェルネスプロジェクト」に変更になります。
- 成長産業分野支援資金の申請手順には変更はありません。

【申請の流れ※】 ※書類が整っていた場合の目安です。不備がある場合、書類が整うまで審査が中断します。

商工金融課へ申請書類を提出する前に、各センターへ資金使途について 事前確認を受けるようお願いいたします。



2 - ③ 様式の改正について

○様式第1号、第2号(申込書)及び 様式第1号別紙その2(変更申請書)の押印レス化

- ・右記の様式は改正中につき、確定していません。
正式な様式は要綱改正の際にお知らせします。(3月下旬頃目処)
- ・R7.4.1以降も現在の様式(印あり)を使用することは可能です。

押印レス化に伴い、保証を付さない融資の際に提出
を求めている

「印鑑証明書」の提出が不要になります。

様式第1号【短期経営改善資金以外用】(昭和 日本農業規格 44 版型)

静岡県中小企業融資制度資金 () 申込書
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
申込者の住所
又は所在地
氏 名
(法人の場合は代表者の氏名)
電話 () 局 番

印不要 →

中小企業者記入欄			
融資申込金額	円	資金計画	円
用途 設備 運転 借換	円	自己資金	円
	円	その他借入金	円
	円	補助金	円
	円	計	円
融資希望期間 (返済期間)	年月 月	業種	
融資希望時期	年 月 日	従業員数 (組合員数)	人
融資希望金融 機関(支店)		資金使途 (具体的に記入)	
資本金(出資金)	円	契約予定日 (融資資金のみ)	年 月 日
営業年数	年		
申込窓口(金融機関等)記入欄		保証者記入欄	
機関名(支店名)		保証者氏名	保証 不保証
受理年月日		保証申請日	
金融機関担当者名 及び連絡先		保証金額	円
最優金利又は 金融機関所定金利 A	年 (固定・変動) %	保証期間	年月
借利率 B	年 %		
融資利率 A-B	年 %		
保証期間の利率	利 率		

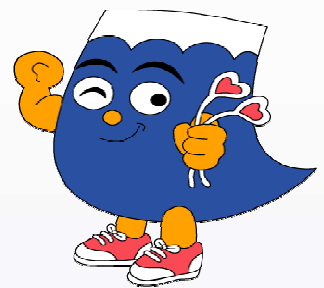
申込者は、融資手続後、利子補給金交付手続後、融資管理及び制度運用に関する調査・研究を行う範囲内で、県及び利子補給を行う市町村が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに対応します。

※ 上記の各欄は申込書(中小企業者等)及び融資機関が記載してください。

※ 申込窓口は、この申込書に各資金ごとに定められた書類が添付されていることを確認の上、要綱の定めにより静岡県信用保証協会支店又は静岡県信用保証協会金融部へ提出してください。

※ 国庫金利(成金産業分野支援資金のみ)の場合は、申込時の金利を記入してください。

3 商工金融課からのお知らせ



3 サステナブルファイナンスHPの紹介

- 商工金融課では、企業の環境意識の向上のため、県ホームページで企業のサステナブルファイナンスにかかる取組事例を紹介しています。



【QRコード】



【ホームページURL】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1058887/index.html>

お時間があるときにぜひご覧ください。



◎県制度融資に関する問い合わせ

・静岡県経済産業部商工金融課

TEL:054-221-2513・2519・2525

FAX:054-221-~~2349~~ ⇒ 5002

◎商工金融課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028421.html>

